山形	山形空港ビル株式会社
福島	福島空港ビル株式会社
茨城	財団法人茨城県開発公社
東京国際	日本空港ビルデング株式会社
成田国際	成田国際空港株式会社
新潟	新潟空港ビルディング株式会社
松本	松本空港ターミナルビル株式会社
富山	富山空港ターミナルビル株式会社
能登	能登空港ターミナルビル株式会社
小松	北陸エアターミナルビル株式会社
静岡	富士山静岡空港株式会社
中部国際	中部国際空港株式会社
名古屋（小牧）	名古屋空港ビルディング株式会社
大阪国際	大阪国際空港ターミナル株式会社
関西国際	新関西国際空港株式会社
但馬	但馬空港ターミナル株式会社
神戸	神戸空港ターミナル株式会社
南紀白浜	南紀白浜空港ビル株式会社
鳥取	鳥取空港ビル株式会社
美保（米子）	米子空港ビル株式会社
隠岐	島根県
出雲	出雲空港ターミナルビル株式会社
石見	石見空港ターミナルビル株式会社
岡山	岡山空港ターミナル株式会社
広島	広島空港ビルディング株式会社
山口宇部	山口宇部空港ビル株式会社
高松	高松空港ビル株式会社
徳島	徳島空港ビル株式会社
松山	松山空港ビル株式会社

高知	高知空港ビル株式会社
北九州	北九州エアターミナル株式会社
福岡	福岡空港ビルディング株式会社
佐賀	佐賀ターミナルビル株式会社
長崎	長崎空港ビルディング株式会社
熊本	熊本空港ビルディング株式会社
大分	大分航空ターミナル株式会社
宮崎	宮崎空港ビル株式会社
鹿児島	鹿児島空港ビルディング株式会社
那覇	那覇空港ビルディング株式会社
屋久島	屋久島空港ターミナルビル株式会社
久米島	久米島空港ターミナルビル株式会社
新石垣	石垣空港ターミナル株式会社
宮古	宮古空港ターミナル株式会社

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　平成二十四年観光庁告示第四号は、廃止する。

○観光庁告示第五号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第五号の規定及び外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十四条第二項の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）及び地域限定通訳案内士試験実施基準（平成十八年国土交通省告示第七百三十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　観光庁長官　井手　憲文

通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示

第一条　通訳案内士法施行規則第三条第五項の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を次のように改正する。

二、三及び四を次のように改める。

二　外国語（フランス語に限る。）　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の一級に合格した者

三　外国語（ドイツ語に限る。）　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の一級に合格した者

四　外国語（中国語に限る。）　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の一級に合格した者

四の次に次の三号を加える。

五　外国語（韓国語に限る。）　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の一級に合格した者